





汚水等の状態の値	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	汚水等の一日当たりの量				使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種	その他参考となるべき事項	りん含有量
						④	③	②	①										
	二〇	二〇	二〇	六・〇～八・五	通常の値	④	③	②	①	通常の値	なし	二四時間	連続	許可後	許可後	許可後	入浴施設	排水口No.5に放流	三
	三〇	三〇	三〇	五・八～八・六	最大の値					最大の値									四

汚水等の状態の値	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	汚水等の一日当たりの量				使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種	4 汚水等の処理の方法	その他参考となるべき事項	りん含有量	窒素含有量	
					④	③	②	①																単位
	一六〇	一七五	五・八～八・六	処理前	通常の値	④	③	②	①	通常の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦 三三m×横 八・六m×高さ 五m	鉄筋コンクリート	五四〇m <sup>3</sup> /日	固定床式活性汚泥法	固定床式活性汚泥法	公共下水道へ接続	三	六
	二〇	二〇	五・九～八・五	処理後																				
	一九〇	二一〇	五・八～八・六	処理前	最大の値					最大の値														
	三〇	三〇	五・九～八・六	処理後																			一〇	

令和五年一月二十日

大分県報(告示)

三

種 類	処 理 方 式	能 力	構 造	主 要 寸 法	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		浮 遊 物 質 量	窒 素 含 有 量	り ん 含 有 量	大 腸 菌 群 数	
											単 位	単 位					
生物化学的処理 腐敗タンク散水ろ床	-	二二m <sup>3</sup> /日	鉄筋コンクリート	-	既設	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常	一八	一一〇	一五	五	以下	個/cm <sup>3</sup>
											通常の値	一八	二〇	一五	五	三、〇〇〇	mg/L
											最大の値	二二	一八〇	三〇	一〇	一	mg/L
											処理後の値	一一	三〇	三〇	一〇	三、〇〇〇	mg/L
5 排水の量及び汚染状態の値	No.3	No.5	No.5	No.3	No.5	No.5	No.5	No.5	No.5	冷却水、空調ドレン水のみ	通常	一〇二	二六〇	一一〇	六五	以下	個/cm <sup>3</sup>
											通常の値	一〇二	一九〇	六五	六〇	三、〇〇〇	mg/L
											最大の値	一四二	二六〇	一一〇	八五	三、〇〇〇	mg/L
											処理後の値	一一	二二〇	九〇	九〇	三、〇〇〇	mg/L

1 縦覧期間	汚水の等汚染の状態の値							一日当たりの排出水量		排水口名	汚水の等汚染の状態の値							一日当たりの排出水量			
	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位
二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	個/cm <sup>3</sup>	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	項目	単位	単位	個/cm <sup>3</sup>	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	項目	単位	単位	単位	単位
	三、〇〇〇以下	五以下	一五以下	二〇以下	二〇以下	二〇以下	通常	通常の値	通常の値	三、〇〇〇以下	五以下	一五以下	二〇以下	二〇以下	二〇以下	二〇以下	通常	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値
	三、〇〇〇	一〇以下	三〇以下	三〇以下	三〇以下	三〇以下	最大	最大の値	最大の値	三、〇〇〇	一〇以下	三〇以下	三〇以下	三〇以下	三〇以下	三〇以下	最大	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値
No.6																					
<p>大分県告示第二十八号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。</p> <p>令和五年一月二十日</p> <p>一 指定納付受託者の名称及び所在地</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>名称</p> <p>ウエルネット株式会社</p> <p>所在地</p> <p>北海道札幌市中央区大通東十丁目十一番地四</p> <p>令四・一二・一六</p> <p>二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等</p> <p>建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる申請に係る審査手数料</p> <p>三 指定期間</p> <p>指定をした日から令和五年三月三十一日まで</p>										<p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所</p> <p>大分県告示第二十七号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和五年一月二十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>縦覧期間</p> <p>令五・一・二〇から 令五・二・九まで</p> <p>縦覧場所</p> <p>竹田市役所</p>											

令和五年一月二十日

大分県報（告示）

五

大分県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 県道別府山香線	区間 別府市大字鶴見字横土井三九二一 番二から 別府市大字鶴見字木ノ原二八七七 番一五まで	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長
		前	メートル 四〇・一 〽一六・〇	メートル 三三二・五
		後	四三・三 〽一六・〇	三三二・五

大分県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 県道庄内久住線	区間 竹田市久住町大字久住字田町向町 六二六八番二地内	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長
		前	メートル 二六・八 〽一七・二	メートル 二五・〇
		後	二六・八 〽一七・二	二五・〇

大分県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 一般国道二二二号	供用開始区間 日田市大字三和字日ノ本二七〇七番一から 日田市大字三和字栗ヶ坪二六三二番八まで	供用開始年月日 令五・一・二〇
------------------------	--	--------------------

大分県告示第三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての承認の出願があつた。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

- 出願の年月日  
令和四年十二月十九日
- 出願人の住所及び氏名  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号  
国土交通省九州地方整備局
- 代表者 国土交通省九州地方整備局長 藤巻浩之
- 埋立ての区域
- 位置  
国東市安岐町下原字大海田十三の二番地の地先公有水面
- 区域  
次の各地点のうち、一の地点と二の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位（プラス二・八〇メートル）における公有水面と既設護岸との境界線、二の地点から六の地点までを順次に結んだ線及び一の地点と六の地点を結んだ線により囲まれた区域
- 一の地点 国東市安岐町下原一五七番地の国土地理院野村三等三角点（北緯三三度二七

分五九秒五四七六、東経一三二度四二分五六秒四六一二)から九四度四五分六秒一、九二六・四七メートルの地点

二の地点 一の地点から九〇度〇一分一〇秒一二三・四四メートルの地点

三の地点 二の地点から二一度三四分一六秒九・七五メートルの地点

四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒四一・六〇メートルの地点

五の地点 四の地点から二七〇度〇分〇秒一一三・二〇メートルの地点

六の地点 五の地点から〇度〇分〇秒四一・六〇メートルの地点

3 面積  
五、六九五・七〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

1 位置

国東市安岐町下原字大海田十三の二番地の地内及び地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 国東市安岐町下原一五七番地の国土地理院野村三等三角点(北緯三三度二七分五九秒五四七六、東経一三二度四二分五六秒四六一二)から九四度五五分一

分五九秒五四七六、東経一三二度四二分五六秒四六一二)から九四度五五分一

九秒一、七三七・九一メートルの地点

イの地点 アの地点から九〇度〇〇分〇〇秒五二五・二五メートルの地点

ウの地点 イの地点から一八〇度〇〇分〇〇秒二五八・五四メートルの地点

エの地点 ウの地点から二七〇度〇〇分〇〇秒五二五・二五メートルの地点

3 面積  
一三五、八〇一・五四平方メートル

五 埋立地の用途  
空港用地

六 縦覧の場所  
国土交通省九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所、大分県土木建築部河川課及び国

東土木事務所並びに国東市役所

七 縦覧の期間

令和五年一月二十日から

令和五年二月九日まで

大分県告示第三十三号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和五年一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 別府港の(二)概要の表中

D-四一八	駐車場	一三、七九二・〇〇 平方メートル			を
D-四一八	駐車場	二〇、三六七・〇〇 平方メートル			に

改める。

大分県告示第三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係があり、意見のある者は、出席してください。

令和五年一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 意見の聴取を行う日時

令和五年一月三十日(月)午後二時から

二 意見の聴取を行う場所

津久見市大友町五番十五号(津久見市民図書館二階会議室)

三 意見の聴取を行う事項

第二種中高層住居専用地域内において給食共同調理場を増築する件

四 建築主の住所及び氏名

津久見市宮本町二十番十五号

津久見市長 川 野 幸 男

五 建築場所

令和五年一月二十日

大分県報(告示)

令和五年一月二十日

大分県報（告示・公告）

八

津久見市文京町二千七十九番地外三筆  
六 建築の計画

- 1 構造 木造平屋建て
- 2 申請部分の延べ面積 四百十・六五平方メートル

## ○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浦田土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	大西 余志治	豊後高田市高田二七七二番地二

（就任役員）

役名	氏名	住所
理事	寺岡 義隆	豊後高田市高田二九七七番地一
監事	鷺海 政俊	高田三〇五二番地二

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
豊後大野市三重町内田字久成三百八十四番一ほか四十二筆及び三百八十五番七の一部並びに字長羽根五百八十七番一ほか十六筆及び五百九十五番二ほか一筆の各一部
- 二 開発区域の面積  
一万二千七百五十・二七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

豊後大野市三重町市場四百五番地

株式会社ダイト

代表取締役 藤 部 光 晴

四 完了検査年月日

令和四年十二月二十一日